

高森町 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問介護相当サービス A2)

1 訪問型サービス(独自) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	268	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	272			
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	287			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	167			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000 加算		

- ⇒新設
- ⇒変更
- ⇒廃止